

事 務 連 絡
令和8年6月26日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その9）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和8年厚生労働省告示第69号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和8年3月5日保医発 0305 第6号）等により、令和8年6月1日より実施することとしているところですが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添1から別添7までのとおり取りまとめましたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料関係

【入院基本料等の減算】

問 1 医科点数表第 1 章第 2 部入院料等の通則第 11 号及び歯科点数表第 1 章第 2 部入院料等の通則第 9 号に規定する入院基本料等の減算については、減算の免除を受けるために、様式 98 を用いて施設基準の届出を行う必要があるが、令和 8 年 6 月 1 日までに届出が間に合わなかった場合の取扱い如何。

(答) 届出が間に合わなかった場合の取扱いは以下の通り。

ア 令和 8 年 3 月 31 日時点において入院ベースアップ評価料を届け出ている保険医療機関又は令和 8 年 3 月 31 日時点において外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)を届け出ている有床診療所である保険医療機関の場合(なお、ここでの「3 月 31 日時点で届け出ている」とは、令和 8 年 3 月 2 日までに施設基準の届出が受理され、令和 8 年 3 月 31 日時点で当該評価料を算定していることを意味する。):

令和 8 年 6 月診療分及び 7 月診療分に限り、当該施設基準の届出があったものとみなし、入院基本料等の減算の対象とはならない。

ただし、この場合であっても、令和 8 年 8 月 3 日(月)までに様式 98 による施設基準の届出を行わない場合、令和 8 年 8 月診療分から入院基本料等の減算の対象となるため、留意されたい。

イ アに該当せず、基本診療料の施設基準通知別添 2 の第 1 の 9 の(2)の①及び③に規定する一定水準以上のケア等を行った保険医療機関(③については有床診療所に限る。)又は令和 8 年 6 月 1 日以降に新規開設した保険医療機関の場合:

令和 8 年 6 月診療分及び 7 月診療分に係る当該施設基準の届出を、令和 8 年 7 月 3 日(金)までに行った場合には、令和 8 年 6 月以降の診療分について、入院基本料等の減算の対象とはならない。

【歯科技工所ベースアップ支援料】

問 2 歯科技工所ベースアップ支援料の施設基準届出時に、既に歯科技工所において補綴物等の製作等を開始している場合も対象となるのか。

(答) 対象となる。補綴物等の装着時に、当該支援料を算定して差し支えない。

問 3 鉤の製作等を歯科技工所に委託する際に、次の場合は、歯科技工所ベースアップ支援料は算定できるのか。

①鉤の製作に係る技術料及び材料料のみを算定する場合

②鉤の製作や組込等に伴い有床義歯修理を併せて算定する場合

(答) ①算定できない。

②義歯修理の装着料の算定時に、当該支援料を算定して差し支えない。

医科・歯科診療報酬点数表関係

【初・再診料】

問 1 健診等を実施した日と同一日の別の受診において、健診等に関する疾病に対して保険診療を行う場合には、再診料又は外来診療料を算定することができるかとされているが、当該「同一日の別の受診」とはどのような場合が該当するのか。

(答) 例えば、健診等にかかる診療等及び会計が終了した後（公費の健診等で自己負担がなく会計を要しない場合には、受付等において健診等に係る終了手続を終えた後）、同一日中に、患者の状態の変化等の客観的な必要性により新たな受診が必要となり改めて患者が受診する場合が該当する。客観的な必要性がなく、単に診療時間を形式的に区切ったり、予め再度の受診を指示したりする場合には、別の受診として取り扱わない。

歯科診療報酬点数表関係

【広範囲顎骨支持型装置埋入手術】

問1 令和8年度診療報酬改定において、対象患者に「連続した3歯以上の先天性欠如歯に起因した咬合異常が認められる患者（18歳未満の患者に限る。）」が追加されたが、広範囲顎骨支持型補綴診断料の算定時に18歳未満であれば、当該手術の対象となるか。

(答) 対象となる。

【口腔機能実地指導料】

問2 「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和8年3月23日事務連絡）別添3の問6において、当該指導料の施設基準に規定する研修の主催団体が例示されているが、歯科大学等の医育機関は研修の主催団体に含まれるのか。

(答) 定期的に学術研修を実施している医育機関が設置する学会は、含まれる。

【歯科矯正セファログラム】

問3 令和8年度診療報酬改定において、画像診断の診断料及び撮影料の2枚目以降の算定方法の取扱いが見直されたが、歯科矯正に係る歯科矯正セファログラムと歯科パノラマ断層撮影を行った場合も同様の取扱いとなるのか。

(答) 同様の取扱いとなる。

なお、これに伴い、「疑義解釈資料の送付について」（平成20年3月28日事務連絡）別添2の問27及び「疑義解釈資料の送付について（その3）」（平成20年7月10日事務連絡）別添2の問10は廃止する。

【3次元プリント有床義歯】

問4 3次元プリント有床義歯の製作に用いる装置は、医療機器の一般的名称が「歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニット」と「歯科技工用重合装置」であって、かつ、3次元プリント有床義歯の製作を目的として保険適用されている装置を用いた場合のみ算定できるのか。

(答) そのとおり。なお、当該医療機器の保険適用の有無については、製造販売業者に確認すること。

【特別管理加算】

問5 施設基準において、「都道府県等と連携が図られている保険医療機関であること。ただし、歯科診療所においては、歯科を標榜する病院との連携が図られていること。」とあるが、
①歯科診療所は、都道府県等と病院の両方と連携する必要があるのか。

②都道府県等との連携について、連携内容についての要件はあるのか。

(答) ①そのとおり。

②具体的な連携内容は規定していないが、届出を行う保険医療機関と都道府県等との間で、何らかの連携体制が構築されている必要がある。

【歯冠修復及び欠損補綴】

問 6 令和 8 年度診療報酬改定において、保険適用の判断に係る取扱いの見直しが行われたが、引き続き事前承認の対象となっている留意事項通知の第 12 部の通則 20 のイからハについては、理由書、模型及びエックス線フィルム又はその複製を地方厚生(支)局長に提出する際に電子媒体で提出しても良いか。

(答) 差し支えない。ただし、電子媒体での提出に際しては、以下に留意すること。また、電子媒体で判読が困難とされた場合は、電子媒体での再提出もしくはエックス線フィルムや模型を速やかに提出すること。

- ①一般的に閲覧可能なファイル形式で、判読可能な画質で提出すること。
- ②模型については、上下顎模型の写真もしくは 3 次元デジタル模型から作成した画像データにて、正面観、側方面観、咬合面観及び咬合関係を確認できる資料を提出すること。
- ③通則 20 のロについては、欠損部や歯冠の幅径等が分かるように、模型に定規等を含めた写真等とすること。

【歯科矯正】

問 7 令和 8 年度診療報酬改定において、留意事項通知の第 13 部の通則 7 に対象疾患が追加されたが、(68)その他顎・口腔の先天異常については、当局に内議の上で歯科矯正の対象にできるとされている。この際の、地方厚生(支)局への提出資料及び方法如何。

(答) 保険医療機関において、個人情報が特定されないための加工等を行った上で、原則、電子媒体にて、一般的に閲覧可能なファイル形式で以下の資料を提出すること。

- ①患者情報(年齢、性別、現病歴、既往歴、保険者名等の基本情報や先天異常に関する診断書を含む)
- ②歯科矯正セファログラム(分析を含む。)を含むエックス線写真一式
- ③顔貌写真(正貌、側貌)、口腔内写真(正面観、側方面観、咬合面観)等
- ④上下顎模型の写真(正面観、側方面観、咬合面観及び咬合関係を確認できる写真等)
- ⑤該当する先天異常と歯列不正の関連についての論文等の参考文献
- ⑥その他、保険適応の判断に必要な資料